

新たな最終処分場等の整備に係る検討状況について

－不燃・粗大ごみ等処理施設及び最終処分場整備に係る候補地選定の進め方について－

1 候補地選定にあたっての基本的な考え方

前提

- ・施設整備方針（基本構想）との整合性を図る必要

－ごみ処理施設整備基本構想－

萩市・長門市のすべてのごみ処理施設の現状を整理した上で、共同処理に必要な施設整備の具体化に向けた基本的な方向付けを行うために策定するもの（令和6年9月着手、令和7年度末策定予定）

今後、基本構想（案）をとりまとめた段階で組合議会に報告

- ・最終処分場等は迷惑施設と見なされがちであり、また、長期間使用することから、環境面や事業実施の容易性だけでなく、災害リスクや災害時のごみ処理対応を考慮した検討が必要

基本方針

- （1）「敷地条件を満たすこと」、「安全・安心な運用ができること」、「住民理解が得られること」を基本的な考え方として、候補地選定を行うものとする。
- （2）候補地選定過程の透明性及び客観性を確保するため学識経験者、市民等で構成する「検討委員会」を設置して選定作業を行うものとする。

2 手順

- （1）用途地域や土砂災害警戒区域など法的規制のある区域や候補地として好ましくない区域を除外する。
- （2）検討委員会では、施設整備に必要な敷地面積、地形条件を踏まえ、立地の適正について「評価項目」を総合的に比較検討し、候補地を絞り込む。
- （3）検討委員会での比較検討内容、住民意見を考慮し、正・副管理者の協議により候補地を決定する。

3 候補地検討にあたっての評価項目

基本項目	内容
生活環境・周辺条件	周辺道路の状況や周辺土地利用、利水の有無など
自然環境・文化財	自然環境規制、史跡・文化財の有無など
防災性	土砂災害・水害に関連する地域指定など
事業実効性	用地取得における容易性など
経済性・効率性	施設整備費、運搬の利便性など

4 候補地検討委員会について

(1) 所掌事務

- ①候補地の選定に係る評価基準に関すること。
- ②候補地の検討に関すること。

(2) 委員構成：10名程度で組織

- ①学識経験を有する者（3名程度）
- ②萩市、長門市から推薦された、生活環境分野に知見を有する市民
（各市2名 計4名）
- ③関係行政機関の職員（両市の担当部長 計2名）
- ④その他管理者が必要と認めるもの（臨時委員/必要に応じて）

(3) 設置時期

令和7年5月（予定/作成中の基本構想の進捗状況に応じて）

(4) 会議の公開・非公開等について

検討委員会は原則公開とする。

ただし、希少種の生息情報、検討過程の土地の情報等、組合情報公開条例における非公開情報に該当する場合があるため、委員会において、会議内容及び会議資料の公開範囲を整理・確認する。

なお、検討途上において非公開とした情報であっても、候補地選定が終了した後には公開することが適当と判断した情報は、改めて公開することを想定。

最終処分場等整備に係る事務手続き

参考「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」(公社)全国都市清掃会議

1. 計画・生活環境影響調査過程

(1) 一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の策定

(2) 施設（最終処分場等）整備構想計画の作成

- ・施設整備基本方針
- ・処理対象物の把握
- ・最終処分場等の施設形式
- ・最終処分場等の施設規模
- ・候補地の選定
- ・施設建設及び運営計画
- ・リサイクル施設の整備方針（プラスチック製品の資源化）
- ・施設整備検討委員会の設置及び開催

R 6 ~ R 7

(3) 用地選定（以降、立地場所の決定に向けた地元合意形成等）

R 8

以降

(4) 循環型社会形成推進地域計画の策定のための協議会開催

(5) 循環型社会形成推進地域計画の提出、環境省承認

(6) 施設整備支援事業（循環型社会形成推進交付金制度による支援事業）の開始
（測量、地質調査等）

(7) 最終処分場等基本設計の作成

(8) 環境影響評価の実施と手続き（対象施設のみ）

(9) 生活環境影響調査の実施と手続き

(10) 都市計画決定・変更等の手続き

2. 工事発注過程

3. 工事施工過程

※上記については、一般的な事務手続きの流れを記したものであり、個々の事務は前後する場合があります。